

会報

2023年8月号

今回のテーマは「**家族間の贈与**」です。

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



この会報は、お世話になった方々や
セミナー参加者にお届けしています。



たとえば、子供の結婚資金を親が援助した場合、それは贈与税の対象になるのでしょうか。

そもそも、贈与税は贈与を受けた人、この人のことを受贈者といいますが、この受贈者に課せられる税金です。暦年で1年間の受贈額に応じて累進課税方式で課されます。現預金、有価証券、不動産などの財産が対象ですが、借金の肩代わりなども贈与とみなされます。贈与税には基礎控除があり、年間110万円までは無税です。複数の人から贈与を受けた場合、それらの合計額から110万円を差し引いた額に対して贈与税がかかります。

ただし、家族間には扶養義務があるので、例えば親が子に生活費や教育費として渡すお金には贈与税はかかりません。また、出産費用や結婚資金の援助、香典などの金銭も、常識的な額なら贈与税がかかりません。

生前贈与は相続税節税の手段として有効な手段です。資産が多い場合、子や孫に贈与税の基礎控除の範囲内で財産を毎年少しずつ贈与するという方法です。相続税は、亡くなった人から相続人が引き継いだ財産額に応じて課される税金ですから、生前に贈与しておけば相続財産が減り、結果として相続税が節約できるわけです。

何度も分けて贈与するのは少し面倒ですが、証拠を残すために、その都度贈与契約書を作成することが必要です。毎年決まった金額を同じ時期に贈与し続けると、定期贈与とみなされ課税される可能性があるため注意が必要です。

また、預貯金で贈与した場合は、受け取った本人が通帳や銀行印などを管理しなければなりません。管理ができない小さい子や孫に贈与しても、贈与者の名義預金となり、相続発生時に相続税の課税対象とされてしまいます。

用途を限定した非課税の一括贈与として、「教育資金贈与」と「結婚・子育て資金贈与」があります。教育資金贈与は30歳未満の子や孫に1500万円まで贈与できるというもので、学校の入学金や学費に充てるお金が対象となります。そのうち学習塾など学校以外への資金は500万円が非課税の上限です。結婚・子育て資金贈与の非課税枠は最大で1000万円で、18～49歳の子や孫に贈与できます。

これらの特例の適用を受けるためには、金融機関に専用口座を開設し、そこから税務申告をすることが必要となります。また、教育資金贈与は2026年3月末、結婚・子育て資金贈与は2025年3月末という期限設定があります。また、贈与を受ける子や孫は年齢制限に加え、前年の合計所得が1000万円以下といった条件もあります。

子や孫が年齢の上限を超えたときに使い残しがあると残額に対して贈与税が課されます。年齢条件を満たしていても、贈与者が死亡すると、結婚・子育て資金では使い残した分が相続財産に加算されます。教育資金も学生などを除き23歳以上なら相続財産に加算されます。使い残しが発生しないように、年齢などを考慮しながら早い時期から始めることがお勧めです。生活費は小分けして贈与することも有効でしょう。